

国民健康保険税の特別徴収(年金からの天引きによる納付)について

国の医療制度改革による地方税法等の改正に伴い、平成20年10月から、世帯主様の年金からの天引きにより現年度の国民健康保険税を納めていただく「特別徴収」が実施されております。

1. 特別徴収の対象世帯となる条件

以下の①～④までの全ての条件に該当する世帯につきましては、偶数月に支給される年金から天引きする形で、国民健康保険税を納めていただくことになります。

- ①世帯主が国民健康保険に加入していること
- ②世帯の国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満であること
- ③世帯主が年額18万円以上の年金を受給しており、既に介護保険料が年金から特別徴収されていること
- ④特別徴収の対象となる年金の年間受給額が、介護保険料と国民健康保険税の合計の2倍以上であること（対象となる年金の年間受給額）>（介護保険料年額+国民健康保険税年額）×2

（関連法令：地方税法第706条第2項、地方税法施行令第56条の89の2第3項1～3号、豊見城市国民健康保険税条例第14条）

2. 特別徴収の金額について

【仮徴収】			【本徴収】		
4月	6月	8月	10月	12月	2月

【仮徴収】 4月・6月・8月支給の年金から、下記の保険税額が天引きされます。

- ①仮徴収から初めて特別徴収が開始される世帯：前年度の国民健康保険税額を6で除した金額
(関連法令：地方税法第718条の8第2項、豊見城市国民健康保険税条例第19条)
- ②昨年に引き続き、特別徴収の対象となる世帯：前年度2月に年金から天引きされた額と同額
(関連法令：地方税法施行規則第24条の36、豊見城市国民健康保険税条例第18条)

【本徴収】 10月・12月・翌年2月支給の年金から、下記の保険税額が天引きされます。

- ①仮徴収後も継続して特別徴収の対象となる世帯
今年度の国民健康保険税額(6月以降に決定)から、仮徴収で納めていただいた税額を差し引いて、残りの税額を3で除した金額
- ②本徴収から初めて特別徴収の対象となる世帯
今年度の国民健康保険税額から、7月～9月の普通徴収で納めていただいた税額を差し引いて残りの税額を3で除した金額

納付方法を口座振替に変更することも可能です。裏面をご覧ください

※特別徴収のままでは構わない場合は
手続きの必要はありません。

3.特別徴収から口座振替への変更手続き

特別徴収による納付を希望されない場合は、以下の手続きにより「口座振替」による納付へ変更することも可能です。(関連法令：地方税法施行令第56条の89の2第3項4号)

市役所 国民健康保険課窓口でペイジー口座振替の手続きが可能です。
窓口専用端末でキャッシュカードを読み取るだけで、口座振替のお申込みが完了します。

【お申込みの流れ】

- ①納付方法変更申請書に必要事項をご記入。
- ②ペイジー専用申込書のご記入。
- ③専用端末にキャッシュカードを通し、暗証番号(4ケタ)をご入力。
- ④登録内容を確認し、「本人控え」をお受け取り。

【ご持参いただくもの】

ア、マイナ保険証または資格確認書

イ、口座振替対応金融機関のキャッシュカード(来庁される本人のキャッシュカードに限る)

ウ、来庁者本人確認書類(運転免許証など)

【口座振替対応金融機関】

- ◆琉球銀行 ◆沖縄銀行 ◆沖縄海邦銀行 ◆沖縄県労働金庫 ◆コザ信用金庫
- ◆ゆうちょ銀行 ◆沖縄県農業協同組合

ただし、特別徴収を中止するためには、年金保険者等との事務処理の都合上、下記スケジュールのとおり年金支給月の約2ヶ月前までの中止申請手続きが必要です。

【特別徴収の中止可能スケジュール(市役所での申請書受付期限)】

特徴中止可能月 (年金支給月)	6月	8月	10月	12月	2月
申請書受付期限 (口座振替手続き済み であれば受付)	4月9日(水) まで	6月6日(金) まで	8月6日(水) まで	10月7日(火) まで	12月5日(金) まで

※口座振替の場合、年間の国保税額を9分割にし、年9回の納期限日に口座から税額が引き落としとなります。

※特別徴収の場合、年間の国保税額を6分割にし、年金支給月(年6回の偶数月)に世帯主の年金から税額が差し引かれることから、1回につき納めていただく税額は異なりますが、年間で納めていただく国保税額は同額となります。

※口座振替変更後に残高不足等で未納となった場合、特別徴収に再度変更となる場合があります。

お問い合わせ

豊見城市 国民健康保険課 賦課班 TEL:098-850-0142